○国土交通省告示第九百九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧開始の日　平成二十八年八月一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　東京都大田区羽田四丁目二十三番四号　羽田文化センター

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○環境省告示第七十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年七月二十九日　環境大臣　大塚　珠代

一　三陸復興国立公園

竹浦・出島線道路（車道）事業（平成二十八年一月十五日環境省告示第三号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　竹浦・出島線道路（車道）　路線

起点―宮城県牡鹿郡女川町（竹浦字竹浦・国立公園境界）

終点―宮城県牡鹿郡女川町（出島字合ノ浜・国立公園境界）

起点―宮城県牡鹿郡女川町（出島字合ノ浜・国立公園境界）

終点―宮城県牡鹿郡女川町（出島字寺間・国立公園境界）

二　大山隠岐国立公園

大山寺スキー場事業（平成二十二年二月十日環境省告示第九号により公示）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類　大山寺スキー場　区域

鳥取県西伯郡大山町（大山寺集団施設地区）

○東北地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	石巻市小船越字二子北上九一番一から同市小船越字二子北上無番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年七月三十一日

○東北地方整備局告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十九日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
一号	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野から同町大字舞戸町字鳴戸まで	改築	平成二十八年七月三十日

○九州地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
枕崎市東鹿篭字大迫西二一八八一番一から同市東鹿篭字下瀧ノ谷二一三四七番三まで	前	九・五九～四三・四五メートル
	後	一三・二七～六五・七九メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○北海道開発局告示第百九十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、石狩川水系石狩川（左岸　上川郡上川町字菊水三百三十三番の四地先から旭川市神居古潭百六十六番地先の道道神納橋まで、右岸　上川郡上川町字日東二十番の一地先から旭川市神居古潭百六十六番地先の道道神納橋まで）に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局旭川開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日　北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第百九十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、石狩川水系美瑛川、牛朱別川、忠別川及び辺別川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局旭川開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年七月五日北海道開発局告示第百六号、平成二十一年七月十七日北海道開発局告示第八十五号、平成二十二年一月二十八日北海道開発局告示第十五号及び第十六号は、廃止する。

平成二十八年七月二十九日　北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第百九十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、十勝川水系十勝川及び音更川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局帯広開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年三月二十九日北海道開発局告示第五十六号及び第五十九号は、廃止する。

平成二十八年七月二十九日　北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第百九十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、湧別川水系湧別川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十三年四月八日北海道開発局告示第四十七号は、廃止する。

平成二十八年七月二十九日　北海道開発局長　今　日出人